

令和3年度
西東京市社会福祉協議会
地域福祉活動助成事業
サロン立ち上げ助成事業
申請の手引き



申請期間 令和3年4月1日(木)~4月23日(金)

<申込み・問い合わせ>

〒188-0011

西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター 1階

社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会 福祉活動推進課

地域福祉推進係 助成事業担当 宛

電話 042-497-5180

FAX 042-466-3555

メール furemachi20@n-csw.or.jp

ホームページ <http://www.n-csw.or.jp/> (西東京市社協 地域福祉活動助成で検索)

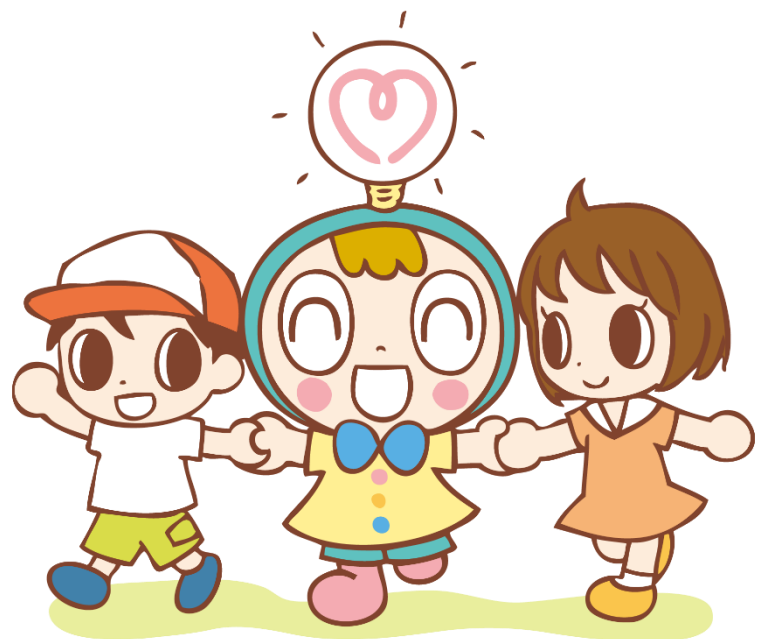
*申請の手引き・申請書はホームページからもダウンロードできます。

事業目的

西東京市社会福祉協議会では、地域の中で互いにふれあい、学びあい、交流し、支えあっていくまちづくりをすすめるために、市内で実施される地域福祉活動に対して助成を行います。住民主体の地域福祉活動が発展し、豊かな地域社会が形成されていくことを目指します。

この助成金をきっかけにして、地域福祉活動を主体的に継続し、福祉活動の充実と発展を図ることを目的としています。

*この助成事業は、西東京市内の方々から寄せられた社会福祉協議会の
会員会費、寄付金、歳末たすけあい・地域福祉募金等を財源としています。



1. 対象

- ①地域福祉活動 …西東京市内で地域福祉活動を行っている、または始めようとしているグループ・施設・民間団体等。
- ②サロン立ち上げ…令和3年度内に西東京市内でサロン（居場所）活動を「新たに立ち上げて実施する」グループ・施設・民間団体等。

2. 対象事業

- ①地域福祉活動 …西東京市民を対象とした講座、講演会、住民同士のつながりをつくる事業等。
- ②サロン立ち上げ…地域の方を対象とした、住民同士のつながりをつくるサロン（居場所）活動の立ち上げ。

3. 助成の条件

- ①申請は、1 団体につき1 事業とします。
- ②「政治・宗教・営利を目的にしている事業」「趣味のサークル」等、主に自助を目的とする自主事業は申請できません。
- ③令和元年度もしくは令和2年度に当会の助成を受けた団体で、助成を受けた同一の事業内容は申請できません。
- ④申請事業が、当助成金申請時に、他の助成が決まっている場合は申請できません。
- ⑤申請書と助成事業の内容に虚偽がないものにしてください。
- ⑥主に市民を対象に、市内で行う事業であることとします。
- ⑦交付が決定した場合、同事業を行う際には、地域福祉活動の助成事業であることを看板やチラシ等に表記してください。
- ⑧交付が決定した場合、交付年度に実施される歳末たすけあい・地域福祉募金の街頭募金運動へ参加してください。
- ⑨実績報告の際には、各種広報活動等に使用できるような助成事業の活動写真を提供していただきます。

4. 助成事業対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

5. 助成金額

申請金額上限（助成総額 70 万円）

①地域福祉活動…15 万円

②サロン立ち上げ…2 万円

※令和2年度より、地域福祉活動助成事業・サロン立ち上げ事業は同時募集となりました。

6. 助成対象経費

助成対象経費は、対象事業の実施に必要な経費のうち、別記に定める経費とします。

7. 申請方法

様式1～5に必要な事項を記入の上、申請期間内にご提出ください。

- ① 地域福祉活動助成金・サロン立ち上げ助成金交付申請書（様式1）
- ② 団体に関する調書（様式2）※会則がある場合、会則もご提出ください。
- ③ 事業収支予算書（様式3） ※助成金を充当する科目に（助）と記載のこと
- ④ 事業計画日程表（様式4）
- ⑤ 申請団体構成員名簿（様式5）※氏名、住所（町名）の記載があれば任意の書式で可

【申請期間】

令和3年4月1日（水）～4月23日（金）

月～金曜日 9時00分～17時00分

郵送の場合は、令和3年4月23日（金）消印有効

※土曜日、日曜日は受付できません。

【提出先】

〒188-0011 西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター 1階

西東京市社会福祉協議会 地域福祉推進係 助成事業担当

※来所が困難な場合は、早めにご相談ください。（042-497-5180）

8. 審査方法

①書類審査

②公開プレゼンテーション（※全申請団体に参加していただく予定です）

※当日の様子については、当会ホームページにて公開します。

※新型コロナウイルスの感染状況によって、書類審査のみになる場合がございます。
ご承知おきください。

実施日：令和3年5月24日（月）（予定）

会 場：田無総合福祉センター（会場は当日指定します）

（西東京市田無町五丁目5番12号）

③西東京市社会福祉協議会地域福祉活動助成金交付選考委員会にて助成額決定

※「公共性・独創性・活動の効果・費用の妥当性」を考慮し審査を行います。

※審査により、申請額より減額での決定、または不決定とさせていただきます場合があります。

9. 助成の決定・交付

令和3年5月下旬～6月上旬に、審査結果（助成金額）を申請団体宛に文書で通知します。
助成金の交付は、指定の銀行口座に、令和3年6月中旬～下旬に振込みされます。

※助成金は申請された事業内容のみの使用に限定します。

※事業実施期間に事業が実施できなかった場合は、助成金を返還していただきます。

また、支出が助成金額を下回る場合は、助成金の返還手続きが必要となります。

いずれの場合も、令和3年11月末までに助成事業担当にご連絡・ご相談ください。

※やむを得ず、助成金の用途を変更しなければならない状況になった場合、もしくはその状況が予想される場合は、至急、助成事業担当にご連絡・ご相談ください。

※助成対象事業につきましては、職員が見学させていただきます。既に交付決定時に申請事業が終了している場合は、職員が申請団体に訪問し、聞き取りを行います。

10. 事業の実施報告

事業終了後、1ヶ月以内に、次の書類を提出してください。

（交付決定の際に書式はお渡しいたします）

① 地域福祉活動助成事業 実績報告書（様式6）

② 地域福祉活動助成事業事 交付金事業費精算額明細書（様式7）

※領収書（コピー可）の添付必須

③ 活動の様子がわかる写真または画像データ

【提出先】

〒188-0011 西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター 1階

西東京市社会福祉協議会 地域福祉推進係 助成事業担当

別記

① 助成対象経費

報償費	外部講師、手話通訳者等への謝礼等
旅費	事業を実施するために必要不可欠と認められる交通費の実費等
使用料及び賃借料	事業当日の会場、器材・機器等の借上げやバス等の借上げ料
印刷製本費	ポスター・チラシ・資料等の印刷費、写真の現像・焼付け代、コピー代等
消耗品費	消耗品代(文具、用紙、インク等)、コロナウイルス感染防止対策用品を含む
食料費	事業を実施するために必要不可欠と認められる食材料費
通信運搬費	はがき・切手代、宅配便代、事業当日の物品運搬費等
保険料	事業実施に必要な行事保険料、講師・指導者が加入する損害賠償保険料等
燃料費	事業実施に必要な燃料費
広報費	ホームページ作成費、プロバイダー加入費、広報紙作成、配布経費等
その他	事業を実施するために必要不可欠で、他に代替の効かない物品購入費

② 助成対象外経費

人件費	申請団体に所属する者に対する人件費
活動運営費	家賃・駐車場・電気・ガス・水道・電話(ファクシミリを含む)代等の日常的に必要な経費
備品購入費	申請事業の内容と照合し、金額、機能・性能等が適切でない備品購入費

その他、上記に類する経費で助成対象経費としてふさわしくないもの

地域福祉活動助成事業の流れ

申請

申請書類の提出

申請期間：令和3年4月1日（木）～4月23日（金）

審査

①書類審査

②公開プレゼンテーション

会場：田無総合福祉センター（会場は未定）

実施日：令和3年5月24日（月）（時間は未定）

決定

- 令和3年5月下旬～6月上旬に審査結果を文書で通知。
- 助成金交付団体には、助成金振込口座の申請書を同封しますので、期日までにご提出ください。

交付

- 令和3年6月中旬～下旬に指定口座へ助成金を振込予定。
- 実施報告の様式等を送付いたしますので、よくご確認ください。

事業 実施

- 助成を受けた活動は予定どおり実施してください。
- 職員が見学させていただきますのでご協力お願いいたします。
- 当助成金を活用して事業を実施している旨をパンフレット・チラシ等に明記していただくか、西東京市社会福祉協議会の後援名義使用の承認を受けていただくようお願いいたします。
- 事業支出が助成金額を下回ることが予想される場合は、令和3年11月末までに当会事務局にご連絡・ご相談ください。

報告

- 事業終了後、1ヶ月以内に実施報告を行ってください。
- ご提出いただいた報告内容については、個人情報など一部を除き、ホームページ等で公開させていただきますので、予めご了承ください。